

名 監 第 1 7 9 号  
平成 27 年 6 月 22 日

名古屋税関保稅会  
会長 藤森 利雄 殿

名古屋税関監視部長 後藤 俊郎

### 個人情報の適切な管理の徹底について（注意喚起）

今般、日本年金機構において、不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が発生したところ、漏えいした個人情報が流通し、勧誘活動等に使用されることに対する国民の不安が改めて高まることが考えられます。

財務省では「財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（[http://www.mof.go.jp/procedure/disclosure\\_etc/privacy/guidelines20150401.pdf](http://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/privacy/guidelines20150401.pdf)）を策定しており、平成 27 年 3 月 27 日付で以下事項について強化する内容の改正を行ったところです。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、本ガイドラインの改正内容を踏まえ、個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に万全を期することについて、改めて注意喚起を行っていただくようお願いします。

#### （1）適正な取得【法第 17 条関係】

財務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応するよう努めるものとする。

#### （2）安全管理措置【法第 20 条関係】

財務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （3）委託先の監督【法第 22 条関係】

財務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（連絡先）

名古屋税関監視部管理課

〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12

TEL:052-654-4020